

最高裁判所(第一小法廷) 令和●●年(〇〇)第●●号 贈与税無申告加算税賦課決定取消請求
上告受理事件

国側当事者・国

令和2年1月16日不受理・確定

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、令和元年7月3日判決、本資料269
号-68・順号13291)

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成31年2月1日判決、本資料26
9号-14・順号13237)

決 定

申立人	甲
同訴訟代理人弁護士	土橋 正
相手方	国
同代表者法務大臣	三好 雅子
同指定代理人	横田 美代子

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認めら
れない。

令和2年1月16日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 池上 政幸

裁判官 小池 裕

裁判官 木澤 克之

裁判官 山口 厚

裁判官 深山 卓也